

# 学校いじめ防止基本方針

山形県立鶴岡南高等学校

## 1 いじめの定義について

いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る、どの学校でも起こり得る現象であるにとらえ、全ての教職員と生徒自身がその廃絶に向けて慎重に継続的に取り組む必要がある。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめの態様>

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視行為。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

## 2 いじめ対策委員会について

いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行いつつ、発見したいじめの問題に対して、適切に対応するため、下記構成員からなる標記委員会を置く。

《委員会構成員》：校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導課副課長、各学年主任、養護教諭、  
該当クラス担任、該当部活動顧問

## 3 いじめ未然防止のための取組について

### (1) 教職員の指導について

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得る」との認識を全教職員で共有し、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人の関わり」や「自らの生き方」の理解につながる「命の教育」を推進し、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

また、いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることが多いのを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。同時に、学級や学年、部活動などの人間関係を把握して、一人一人自分の居場所や仲間との絆を感じ取ることができるような教育活動を推進する。

加えて、発達障がいを含む、障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に関わる生徒、被災児童生徒等、特別な配慮を要する生徒について保護者と連携しながら、それぞれの生徒に対する理解を深め、適切な支援を講ずる。

(2) 生徒が身に着けるべき資質・能力

- ① 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。
- ② 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。
- ③ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力など、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力。
- ④ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけない、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力。
- ⑤ 自己有用感、自己肯定感。
- ⑥ 規律を重んじる姿勢。
- ⑦ 主体的に行事に参加する姿勢。

(3) いじめ未然防止に向けた年間計画について

いじめの未然防止に向けて、学校の教育活動全体を俯瞰して計画を立案し、(2)に示した資質・能力を育成する。

| 時 期 | 学校行事                 | 未然防止の活動   | 資質・能力  |
|-----|----------------------|---|--|
| 4月  | 入学式・始業式<br>PTA総会     | いじめ対策委員会<br>全校集会・学年集会<br>前期委員会<br>全校統一LHR「いじめ」について考える       | (2)-②④<br>(2)-②<br>(2)-②③<br>(2)-②③                |
| 5月  | 地区高校総体<br>中間テスト      | 生徒総会<br>いじめ防止スローガン決定  | (2)-③⑤⑦<br>(2)-①⑥                                  |
| 6月  | 県高校総体                | 担任による個人面談<br>南工定期戦<br>芸術鑑賞<br>球技大会                          | (2)-④<br>(2)-⑤⑦<br>(2)-⑦<br>(2)-①④⑦                |
| 7月  | 期末テスト<br>終業式<br>夏季休業 | 創立記念式典<br>壮行式<br>野球応援<br>南高祭<br><b>いじめ発見調査アンケート① 生徒・保護者</b> | (2)-⑥⑦<br>(2)-①⑤<br>(2)-⑦<br>(2)-①②③④⑤⑥⑦<br>(2)-②④ |
| 8月  | 始業式                  | 部活動の遠征・合宿   | (2)-②③④⑥   |
| 9月  | 地区新人大会<br>中間テスト      | 生徒会役員選挙<br>前後期委員会<br>職員研修会「いじめ」についての研修                      | (2)-②⑤⑦<br>(2)-②③<br>(2)-②④                        |
| 10月 | 県新人大会                | 鶴南ゼミ中間発表会<br>生徒総会<br>マラソン大会<br>担任による個人面談                    | (2)-②⑤⑦<br>(2)-③⑤⑦<br>(2)-①④⑤<br>(2)-④             |

|     |                    |  |                                       |
|-----|--------------------|--|---------------------------------------|
| 11月 | 期末テスト              | 2学年進路研修<br>いじめ発見調査アンケート② 生徒・保護者                          | (2)-①②④⑥<br>(2)-②④                    |
| 12月 | 終業式<br>冬期講習        | 激励会<br>壮行式<br>SNS講話(1・2年生対象)<br>いじめ対策委員会(アンケート 結果の検討)    | (2)-①⑤⑦<br>(2)-①⑤<br>(2)-①⑦<br>(2)-②④ |
| 1月  | 始業式                | 共通テスト出陣式   | (2)-①⑤⑦                               |
| 2月  | 学校評議員会<br>学年末テスト   | 後期委員会<br>鶴南ゼミ全体発表会<br>いじめ発見調査アンケート③ 生徒・保護者<br>年間活動の報告・評価 | (2)-②③<br>(2)-②⑤⑦<br>(2)-②④<br>(2)-②④ |
| 3月  | 卒業式<br>高校入試<br>修了式 | いじめ防止スローガン原案作成<br>いじめ対策委員会<br>(アンケート結果の検討と次年度の計画作成)      | (2)-③⑤⑦<br>(2)-②④                     |

#### (4) いじめ対策委員会の設置

学校におけるいじめの未然防止と早期発見、いじめが発生した場合の措置を組織的に行う「いじめ対策委員会」を設置する。個々の教職員が問題を抱え込むことなく、組織的にいじめに対応できる体制作りを目指す。(構成と具体的な役割については別に定める。)

#### (5) 生徒の主体的な取組

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒が主体的に考え、いじめの防止を掲げる活動を推進する。生徒総会、各種委員会、学年やクラスのLHRなどの機会を利用する。4月に全校統一LHRを行い、「いじめ」について考える時間を設け、5月にいじめ防止スローガンを生徒会が主体となって決定する。

## 4 早期発見のあり方について

### (1) 早期発見について

日頃から教職員と生徒との間の関わりを深め、生徒の様子の変化に気付き、いじめの前兆を察知できる基盤を保つことが必要である。クラス担任や教科担任、部顧問らの教職員からの情報、保健室の利用状況、欠席状況、スクールカウンセリングに出された相談内容などを、個人情報としての取り扱いに注意しながら教職員が共有するように努める。未然防止が功を奏し何事もないのが最善であるが、いじめの認知件数が増えることよりも、早期発見により被害を最小限に留めることの方が重要であるという認識が必要である。

### (2) 教育相談体制

クラス担任による個人面談を年二回実施する。時期については各学年の実情に応じるものとするが、概ね6月と11月とする。面談では、いじめを含めた学校生活での悩みや進路関係などについて広く相談に応じる。その他、教科担任や養護教諭、部顧問らの教職員は、生徒からの相談を随時受け入れるものとする。

### (3) いじめを察知するためのアンケート

学期ごとに年三回、「いじめ発見調査アンケート」を実施する。アンケートの形式は県指定のものを用いるが、選択記名式とする。生徒が周りの生徒の様子を気にせず記入できるよう、

実施時間や回収方法に配慮する。保護者アンケートは、生徒同様年三回実施する。アンケートによって得られた情報については、学年担任団を中心に記載内容を確認し、いじめと思われる件や疑わしき件については、速やかに「いじめ対策委員会」に報告する。

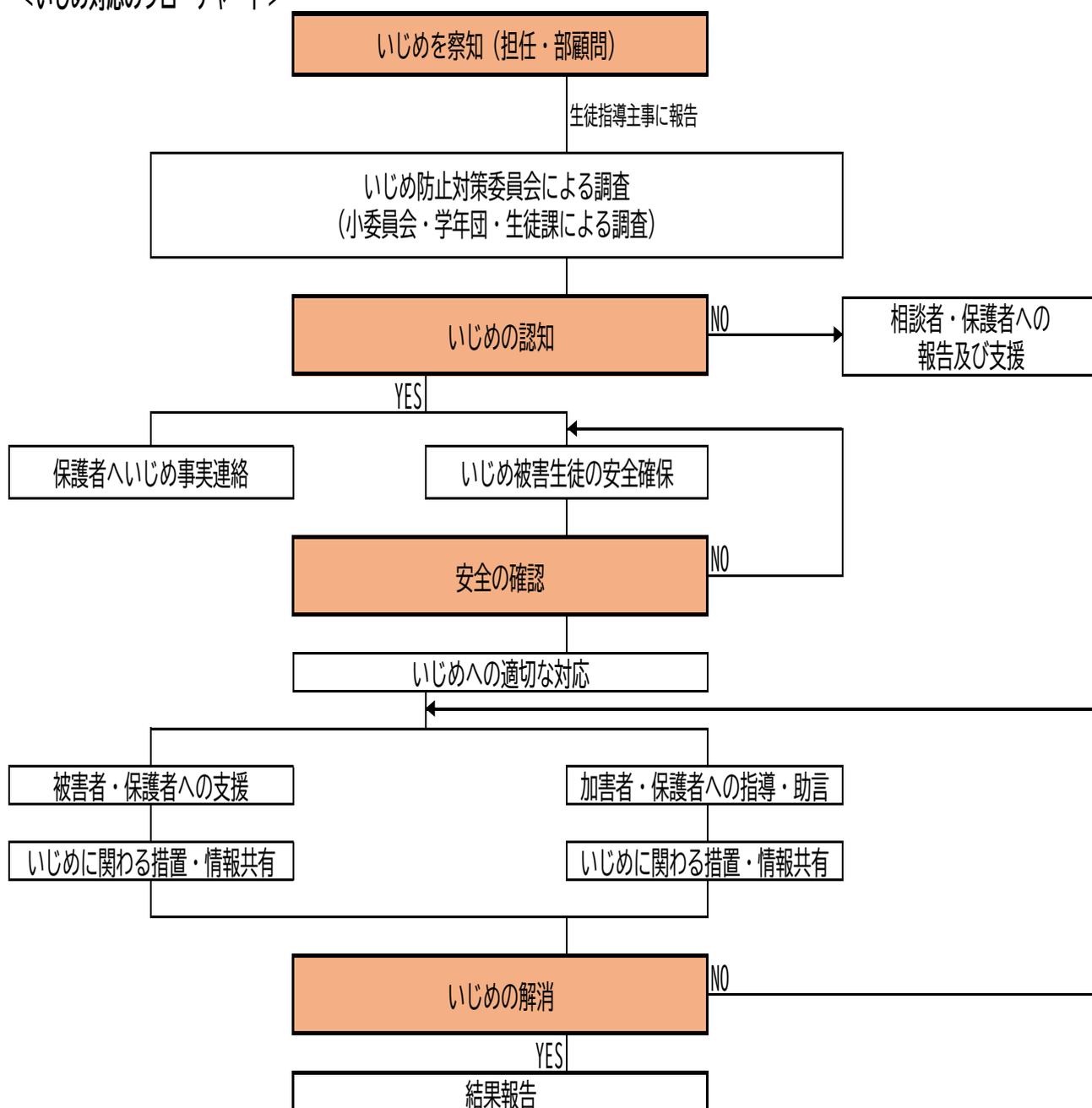
(4) 家庭や地域との連携、外部相談機関の周知

P T A総会や学校のホームページなどを通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、保護者や外部の方からの相談や情報提供がしやすい体制を作る。

学校の相談体制とは別に、国や県教育センター、教育事務所といった外部機関が設置しているダイヤル・メール等の相談窓口を生徒・保護者に周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発する。

(5) いじめ対応の基本的な流れ

<いじめ対応のフローチャート>



## 5 いじめの解消について

いじめが解消したとする判断には、少なくとも次の要件を満たす必要がある。

①「いじめに係る行為が止んでいること」

被害生徒に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）。

②「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害生徒本人およびその保護者の意見を面談等により確認し判断する。

### (1) 素早い初期指導と報告・相談

いじめと思われる行為や疑わしき行為を発見した場合は、発見した教職員がその場で行為を止めさせる。生徒や保護者からいじめの相談や情報提供を受けた場合は、真摯に傾聴する。発見・通報を受けた教職員は「いじめ対策委員会」に直ちに報告する。

### (2) 組織的ないじめ解消の措置

いじめの事実が認められた場合、「いじめ対策委員会」が更なる事実確認を行うとともに、生徒・保護者への具体的な指導内容や教職員の業務分担などの原案を作成し、臨時職員会議などで全教職員に共通理解を得た後に実際の指導に当たる。「いじめ対策委員会」は、学年や部顧問らとも連携しながら活動するものとし、教職員が個々に対応することがないようにする。

### (3) 被害生徒を守る姿勢

いじめの調査・指導においては、被害生徒や情報提供してきた生徒のプライバシーや安全を確保する。教職員には守秘義務があることを伝え、できる限り不安を取り除くよう努める。状況によっては、被害生徒を一定期間、教職員が見守ることもある。“事を大きくしないで欲しい”という被害生徒も少なからずおり、被害生徒に学校で考えた指導内容を事前に伝え、その指導に対する意見を参考にすることもあり得る。

### (4) 加害生徒への指導

いじめを行ったとされる生徒については、その事実が確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的にいじめを止めさせるとともに、再発防止までを含めた措置をとる。いじめの背景や加害生徒が抱える問題を振り返らせながら、自らの行為の重大性を自覚させるとともに、健全な人間関係を培うことができるよう成長を促す目的で特別な指導を行う。

### (5) 被害・加害生徒の保護者への対応

いじめの事実関係が明らかにされたら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解と納得を得た上で、学校と保護者が連携して共に生徒を育むための協力を保護者に求めるとともに、保護者に継続的な助言を行う。

### (6) 集団へのはたらきかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、その姿勢が結果的にいじめを深刻化させていることを理解させ、いじめを止めさせることはできなくても、教職員や保護者、他の生徒に知らせるように指導する。また、いじめに同調していた生徒に対しては、同調もいじめそのものに加担した行為であることを理解させる。加害生徒が被害生徒に謝罪すれば終わりではなく、加害生徒と被害生徒を含む集団が自らの関係を修復し、互いを尊重し合える集団となることでいじめの解決とする。

## 6 重大事態への対処について

重大な事態に該当するのは、次のようなケースが想定される。

- ① 当該生徒に「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあるとき。  
重大な被害とは、生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがある。
- ② いじめにより、当該生徒が年間30日以上の間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ③ 生徒や保護者から重大な被害の申立てがあったときには、重大な事態が発生したものととして報告・調査に当たる。
- ④ ①～③以外の事案について、学校が重大事態と判断したもの。

### (1) 重大事態の報告と調査

重大事態が発生した場合、「いじめ対策委員会」は事実の確認を行い、その結果を校長に報告し、校長は県教育委員会に報告する。その後、詳細な事実調査を行うが、その調査を学校が主体として実施するか、県教育委員会が主体として実施するかを、県教育委員会が判断する。

#### 【学校が調査主体となる場合】

- ① 「いじめ対策委員会」に第三者として適切な専門家を加えた調査組織を設置して、新たに調査を実施し（初期アンケートは3日以内）、いじめの行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく客観的な事実関係を調べることと、たとえ学校側に不都合なことがあっても事実としっかり向き合う姿勢が重要となる。
- ② 調査によって明らかになった事実関係について、被害・加害生徒や保護者に対して適切に説明する。他の関係生徒のプライバシーや個人情報の保護には十分に配慮することとするが、個人情報保護を理由にいたずらに説明を怠るようなことがあってはならない。
- ③ 調査結果は、県教育委員会を通じて知事に報告される。
- ④ 調査結果を踏まえ、県教育委員会に指導のもと、必要な措置をとる。

#### 【県教育委員会が調査主体となる場合】

- ① 県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

### (2) 外部機関との連携

重大事態が発生した場合、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を調査主体組織に加えることにより、当該調査の公平性・中立性を確保することができる。そのため、県教育委員会・警察・弁護士・精神科医や心理カウンセラーなどと連携することが重要である。

## 7 特に配慮が必要な生徒について

学校として特に配慮が必要な生徒とは、次のように考えられる。

- ① 発達障がいを含む、障がいのある生徒
- ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒
- ③ 性同一性障がいや、性的指向・性自認に係る生徒
- ④ 被災生徒 など

これらの生徒に対しては、いじめに限ったことではないが、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を日常的に行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導も同時に進める必要がある。

## 8 インターネット上のいじめへの対応について

### (1) インターネット上のいじめの実態

ウェブサイトの掲示板やツイッターなどに、特定の生徒の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、画像や動画を無断でアップしたりするなどの行為が増えている。これらも他のいじめと同様に被害者に深刻な傷を与えかねず、決して許されない行為である。アップされた画像などが拡散してしまい、見知らぬ者による悪用で二次的な被害が及ぶこともある。また、SNSのグループから外したり、わざと返信しなかったりするなどの「仲間はずれ」の形態のいじめが生じており、今後も新しいサービスの出現により新たな形態のいじめが生じる可能性がある。

### (2) インターネット上のいじめの未然防止

I T機器の積極的な活用が求められる一方で、ネット上のいじめを未然に防止するには、情報モラル教育を一層推進させる必要がある。そのためには、教職員側の指導力の向上が不可欠な要素であり、インターネット等に関する知識やネットいじめの実態を理解するよう、県や文部科学省が作成する資料の活用や、教員研修への積極的な参加を呼びかける。

家庭との連携も重要であり、フィルタリングの設定や各家庭でI T機器使用のルールを定めるなどのペアレンタルコントロールへの協力を依頼したり、P T A活動の一環として研修会や独自の啓発活動への参加を呼びかけたりする。

### (3) 早期発見・早期対応

ネット上のいじめの早期発見には、掲示板やツイッターなどのサイトの閲覧、不適切な書き込みやメールの保存、有害サイトのURLの記録といった、ネットパトロールが効果的である。ネット上の行為にも現実の人間関係が強く反映されている場合が多くあり、普段の生徒が発する小さなサインを見逃さないように努める。学校でのネットパトロールには限界があるため、県教育委員会が委託する検索・監視業者からの報告や、保護者や生徒からの情報提供を活用するとともに、県教育センターや教育事務所に設置されている相談機関からの援助も必要に応じて求める。

不適切な書き込みや画像のアップが発見され、いじめ又はいじめに発展する疑いがある場合は、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシーの侵害などがあった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除要請を行う。必要に応じて法務局に協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると判断した場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

## 9 点検と評価について

### (1) いじめ問題における評価の基本的な考え方

現在のいじめは、インターネット上も含めて大人に見えにくい世界で発生している。その実態把握と取組の点検・評価については、組織的・継続的に実施していく必要がある。

### (2) 学校における点検・評価

いじめの問題では、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速な情報共有、組織的対応などについて点検し評価すべきである。

#### 【学校評価】

生徒の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を学校評価の項目に位置付け、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。学校いじめ防止基本方針で定めた取組が計画どおりに進んでいるか、計画に不具合がないかなどをチェックし、必要に応じて計画を見直すといった、PDCAサイクルで点検・評価を行うものとする。

#### 【教員評価】

教員評価においていじめ問題に関する項目を取り扱う際は、学校評価で位置付けられた項目に則した目標を教職員が設定し、その目標への対応状況を評価する。

#### (3) 外部による評価

保護者向けのいじめアンケートや、学校評価アンケートでは、いじめの有無や、生徒が安心して学校生活を送っているかなどの実態について意見を集約し、その後の生徒指導に活かす。

学校関係者評価委員会において、学校、PTA役員、地域の代表者らがいじめの問題について協議する機会を設け、外部から出される評価や意見を、その後の校内での指導に活かす。

平成30年2月 改定

令和3年4月 改定

令和4年3月 改定

# いじめの構造



## いじめの種類とその具体例

- ① 言葉による暴力 (冷やかす・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われること)
  - ・「死ぬ」「うざい」「キモイ」「バカ」「消えろ」「バイキン」など、存在を否定するような言葉。
  - ・容姿や言動について「デブ」「チビ」など不快なことを言う。
  - ・真面目に掃除をすることや休み時間に勉強をしていることを冷やかしたりからかったりする。
  - ・発表するとやじる、笑う。ひそひそ話をする。
  - ・かげで「あだ名」をつけ、笑う。
- ② 集団による無視・仲間はずれ
  - ・遊びや活動の際に、集団の中に入れない。
  - ・わざと会話をしない。
  - ・席を離したり避けるように通る。
  - ・グループ分けでメンバーの中にわざと入れない。

※休憩時間や放課後の部活動、昼食時のグループ…教員がいないところで行われることが多い。
- ③ 肉体的な暴力
  - ・ぶつかられる・たたかれる・蹴られる。
  - ・わざとぶつかるように通行する。
  - ・通行中に足を引っかける。
  - ・遊びと称して技をかけたり、たたいたりする。
  - ・遊びの中で笑いや者にしたり、からかったり、命令する。

#### ④金品を要求される

- ・現金を巻き上げる。
- ・買い物で無理におごらせる。お金を支払わせる。
- ・「ちょうだい」「貸して」としつこく言い、物を無理やり取る。

#### ⑤金品を隠される・盗まれる・壊される・捨てられる

- ・借りた筆記用具を返さない。
- ・筆箱の鉛筆を何度も折る。
- ・教科書・ノート・体操服などを隠す。
- ・教科書やノート、机に落書きする。
- ・書写や絵画等の作品制作中に用具を隠す。
- ・作品を壊す。
- ・掲示物（書写や絵画等の作品）にいたずらする。
- ・自転車を故意に壊す。

#### ⑤精神的な暴力

- ・人前で服を脱がせる。
- ・ゲーム中にパスが渡らないようにしり、ボール拾いをさせる。
- ・使い走りをさせる。
- ・一人で掃除や後片付けをやらせる。
- ・人を見下した態度をとったり発言をして、自分が優れているようにふるまう。

#### ⑥SNS などネットを利用した誹謗中傷

- ・「ムカつく」「うざい」など書き込む。
- ・LINE グループからわざと外す。
- ・サイトに名前を挙げて「お金を盗んだ」などのうそを書き込む。  
※『このくらい、いいんじゃないの?』『ちょっとふざけただけ』『遊びのつもり』と思っていたことが、実は相手の心の限界を超えて『つらい』『やめて』『嫌だ』と思わせている。

いじめる側は、必ずとっていいほど「いじめじゃない。ふざけていただけ。遊んでいただけ」と言い訳をします。

けれど、いじめられた側が「つらい」「やめて」と思っていたら「いじめ」です。  
また、本人が気づかなくても、間違いなく「いじめ」です。

相手のつらい心に寄り添い、優しい心を持てば「いじめ」はなくなります。

#### <参考>

“いじめ”ってなに? いじめの定義や種類を解説します。【連載 いじめのトリセツ Vol.1】

<https://soctama.jp/column/67576>

# 「鶴岡南高校いじめ防止基本方針」概要

## ○いじめの定義について

いじめに該当するかどうかは、当該生徒が他の一定の人間関係にある生徒から受けた心理的又は物理的な行為に対して、心身の苦痛を感じているかどうか判断基準となる。

## ○いじめ対策委員会について

いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行いつつ、発見したいじめの問題に対して、適切に対応するため、下記構成員からなる標記委員会を置く。

《委員会構成員》：校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導課副課長、各学年主任、養護教諭、  
該当クラス担任、該当部活動顧問

## ○いじめ未然防止のための取組について

全教職員が「いじめ」に対する認識を共有する。

特別な配慮素養する生徒については、保護者と連携しながら適切に支援する。

生徒が身に着けるべき資質・能力を設定し、その育成に向けて計画作成と実施を行う。

生徒会の主体的な取り組みとして、「いじめ防止スローガン」を作成する。

HP等による「鶴岡南高校いじめ防止基本方針」を公表する。

## ○早期発見のあり方について

クラス担任による個人面談を年二回実施する。

「いじめ発見調査アンケート」生徒、保護者共に学期ごと年3回を実施する。

学校の相談体制とは別に、国や県教育センター、教育事務所といった外部機関が設置しているダイヤル・メール等の相談窓口を生徒・保護者に周知する。

## ○いじめの解消について

いじめが解消したとする判断には、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月以上）」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」以上二つの要件を満たす必要がある。

## ○組織的ないじめ解消に向けた対応について

特定の教職員で抱え込まず、「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。いじめられている生徒等を守ることを第一とし、正確な事実確認を行い指導に当たる。

## ○インターネット上のいじめへの対応について

毎年1年生にSNS講話を開催し、ネット上ででのいじめの特徴と実態の把握を求める。

## ○重大事態への対処について

重大事態発生後、校長は県教育委員会に報告する。その後、県教育委員会が調査主体として実施するかを判断する。学校が調査主体の場合は「いじめ対策委員会」を母体として実施する。

<いじめ対応のフローチャート>

